

German Newsletter

Japan Business Services

ドイツ 最新情報

東日本大震災の被災者支援に関する税務上の措置 (出典: BMF Schreiben vom 24. März 2011)

概要

東日本大震災の被災者支援に関する税務上の措置.....1

繰越欠損金の利用制限に関わる会社再建留保条項に対する EU 委員会決定.....3

E バランスシート (E-Bilanz) の分類法 (Taxonomy) の公表及びパイロットプロジェクト期間の告知.....3

スタンバイ (待機) 用住居の保有による無制限納税義務.....4

被雇用者の期限付き派遣における旅費の取り扱い.....4

学校授業料の特別支出控除.....5

EU 委員会による欧州共通連結法人税課税標準制度に関する最終提案の公表.....6

法定健康保険への加入義務免除規定の改正.....6

登記裁判所を騙る詐欺にご注意ください.....7

ドイツ連邦財務省は、2011 年 3 月 11 日に日本で発生した地震及び津波ならびに原発事故の被災者への支援に関する税務上の措置についての通達を 2011 年 3 月 24 日に公表しています。この通達による措置は 2011 年 3 月 11 日から 2011 年 12 月 31 日まで適用されます。通達は主に以下の内容を含んでいます。

I. 事業資産の抛出に対する税務上の取り扱い

以下のケースにおいて、事業者が事業資産を抛出する場合、当該費用は税務上損金とみなされます。

1. 会社とその事業資産をスポンサーとして抛出する場合
2. 被災した取引先に対して取引関係の継続を目的として事業資産を無償提供する場合
3. 上記の要件を満たさないその他の抛出 (金銭以外の経済財または事業上の便益及び役務)

II. 賃金税上の取り扱い

1. 被災従業員への見舞金等

雇用者による被災従業員への見舞金等は、2011 年賃金税ガイドライン R3.11 第 2 項第 2 文の要件が満たされていない場合でも非課税とされます。すなわち、見舞金は年間 600 ユーロまで非課税とされますが、600 ユーロを超える部分についても今回の災害のような緊急事態の場合は非課税とされます。また、災害による被害の復旧を目的とする無利子の従業員貸付金といった形式での補助においては、貸付金額が被害額を超えない場合は、当該利子相当分のベネフィットは非課税として取り扱われます。

2. 従業員による寄付金の取り扱い

従業員が給与の一部を以下の寄付金等に振り替える場合は、当該額は賃金税の対象から除外されます。

- a) 会社の被災従業員に対する見舞金
- b) グループ会社の被災従業員に対する見舞金
- c) 適格慈善団体への寄付金

III. 寄付金(募金)の取り扱い

国内の公法上の法人、国内の公的機関または認定された福祉団体による募金活動については、寄付金の額に制限なく、簡便的な寄付金証明書が認められます。これらについては、例えば銀行ステートメントといった金融機関による現金払い込み証または記帳証明もしくはオンラインバンキングの場合はプリントアウトで十分とされます。2011年3月30日までの間に寄付金受取人の特別口座ではなく一般口座に送金された拠出金についても同様に簡便的な支払い証明書が認められます。

税務上の優遇措置の対象とならない団体等が寄付金口座を開設し募金を募る場合、当該口座が預託口座として保有され募金が慈善団体または公法上の法人もしくは公的機関に送られるのであれば、拠出金の寄付金控除が可能です。寄付金証明書の作成のためには、寄付先に対して個々の寄付者及びそれぞれの寄付金が寄付金総額に占める割合のリストが渡されねばなりません。

以下の場合には簡便的な寄付証明書も認められます：

- 寄付金総額が国内の公法上の法人または認定された福祉団体の特別口座に送金される。
- 個々の寄付者は、金融機関の記帳証明のコピーならびに各人が拠出した金額を含む寄付者全員のリストを受領する。このリストに代わって寄付者個々人宛の個別証明書を作成することも可能です。

IV. 公益法人による募金行為

公益法人は原則的に定款目的以外に、税務上の優遇措置(非課税)の対象となる資金を使用することは認められません。スポーツクラブ等、特に慈善目的といったような行為を定款目的としない公益法人が、被災者への寄付を募り、これら寄付金を定款目的に使用しない場合の取り扱いは以下の通りとなります。当該公益法人は、被災者のための募金活動により得た資金を、定款内容の変更をすることなく、被災者支援のために使用することが認められます。これら寄付金が、慈善活動を行う公益法人または国内の公法上の法人もしくは国内の公的機関に被災者支援を目的として送金されれば十分とされます。これらの寄付金を受けた慈善団体は、寄付金証明書を発行せねばなりません。この証明書のなかには募金活動についての記述が必要です。

V. 売上 VAT

事業資産の無償提供に際しては災害の場合であっても VAT 法上の一般規定が適用されますので留意が必要です。また、VAT 法第 4a 条に規定される、専ら公益、慈善または宗教上の活動を目的とする法人及び公法上の法人に対する前段階 VAT の還付対象も拡大されません。

繰越欠損金の利用制限に関わる会社再建留保条項に対する EU 委員会決定 (German Newsletter Issue 1 – January 2011 の続報)

(出典: Tax & Law Magazine 2/2011)

2008 年 1 月 1 日以降に行われる出資持分変動についてドイツ立法者は法人税法第 8c 条第 1a 項に会社再建留保条項を導入しました。この会社再建留保条項により、会社再建が必要な法人については法人税法第 8c 条の適用対象となる出資持分変動に関わらず、持分取得が会社再建を目的として行われる場合には、税務上の繰越欠損金及び(利息の損金算入制限規定により損金算入されず翌期に繰り越された)繰越利息が消滅しないこととされました。

しかし、EU 委員会は、会社再建留保条項が EU 法に抵触する公的助成金に相当するとして同条項の適用に関する承認を却下しました。2011 年 1 月 26 日に発表されたこの会社再建留保条項の適用禁止決定をもって EU 委員会は 2010 年 2 月 24 日に開始した EU 条約違反審査手続きを公式に終了しました。

EU 委員会はその決定の根拠として、ドイツ法人税法が、出資構成に一定の変動があった場合には、損失の相殺を原則として認めていないことを指摘しています。会社再建留保条項が業績が悪化している企業に対して、出資者構成の変動に関わらず欠損金を将来の利益と相殺する可能性を認めていることから、この条項により企業及び場合によっては当該企業の取得者が企業間競争を阻害する財務上の便益を税務上の優遇措置のかたちで享受することになっています。

この助成金を禁止する委員会決定は過去についても適用されます。EU 委員会はドイツに対し、2008 年 1 月 1 日以降会社再建留保条項の適用の下で損失の相殺または繰越欠損金の利用を通じて享受した税務上の便益すべてについて返還を求め、これを義務付けています。ドイツは委員会決定から 2 ヶ月以内に、委員会に対し優遇措置を受けた納税者のリストを提出し、返還すべき助成金の総額を通知せねばなりません。

ドイツ連邦財務省は、今後の対応策を決定するために EU 委員会の決定根拠を詳細に検討することを公言しています。連邦政府及び対象企業のいずれも、決定から 2 ヶ月以内に EU 委員会の決定の適法性の審査を求めて欧州司法裁判所へ提訴することが可能です。

ドイツ連邦財務省通達: E バランスシート (E-Bilanz) の分類法 (Taxonomy) の公表及びパイロットプロジェクト期間の告知 – E バランスシート導入時期の延長に対する連邦参議院による同意 (German Newsletter Issue 1 – January 2011 の続報)

(出典: eNewsletter 17.12.2010)

ドイツ連邦財務省は 2010 年 12 月 12 日付に E バランスシートの導入についての通達を公表しています。通達の中で連邦財務省は、E バランスシートの電子的方法による提出は、2012 年 1 月 1 日以降開始する事業年度の決算書から義務付けられるとしており、導入時期の一年間の延期について確認しています。導入時期の延期に関する財務省法令は 2010 年 12 月 17 日に連邦参議院の同意を受けています。

延期により得られた一年を利用して税務当局は、パイロットプロジェクトの枠組みの中で 2011 年上半期中にデータ送信及びこれまで要請されていたデータの範囲を審査することを予定しています。パイロットプロジェクトの中で、これまで草案として提示されている税務当局が指定するデータセット (Taxonomy) がテストされることとなります。このために連邦財務省はこのデータセットを別の通達の中で公表しています。データセットは ポータルサイト www.eSteuer.de において閲覧及びダウンロードすることができます。連邦財務省は、パイロットプロジェクトの終了及び評価後に適用規則に関する更なる通達を公表し、また同時に修正版データセットを連邦官報に公告するとしています。これらは、2012 年 1 月 1 日以降開始する事業年度の貸借対照表及び損益計算書の内容の送信にあたって、所得税法第 5b 条により電子的方法による送信が義務付けられているすべての企業に適用されます。

スタンバイ(待機)用住居の保有による無制限納税義務 (出典:HC Newsletter März 2011)

個人の納税義務はドイツ税法によると第一義的には居住の有無により判断されます。個人は住所または継続的な滞在場所(居所)を有している場所に居住するとされます。個人がその住所または継続的な滞在場所(居所)をドイツに有している場合、無制限納税義務者としてその全世界所得がドイツで課税対象とされます。住所は、個人のすべての人的関心の物理的な重要拠点となります。この拠点は納税者が当該住居を維持及び使用することが推察されるような状況において住居を保有している場所にあります。当該住居が継続的に使用されていることは不可欠とされません。

ヘッセン州の財政裁判所は 2010 年 12 月 13 日に、普段は国外で生活するフライトアテンダントのスタンバイ用住居が税務上の意味における住所に該当し、これにより無制限納税義務が発生するとの判決を下しています。簡素な住居設備及び職業上の理由による僅かな宿泊日数に関わらず財政裁判所は、国内に住所があるとみなしています。裁判官の見解によると、申立人が当該住居を主観的に自宅としてではなく単なる就寝場所またはホテル代わりとみなしている点は問題とならないとされます。基準となるのは客観的な要件のみで、申立人の主観的な判断によるものでないとしています。

被雇用者の期限付き派遣における旅費の取り扱い (出典:HC Newsletter März 2011)

2011 年 1 月 4 日付のミュンスター上級財務局短信によると、被雇用者が雇用者によって期限付きで関係会社に派遣される場合、出張旅費の必要経費控除または雇用者による非課税支給の可否の判定に際して、2 つの派遣形態に区分する必要があるとしています。当局によると、派遣前の雇用関係が派遣期間中は休止状態となるか、または雇用関係を継続した状態での派遣であるかで取り扱いが異なってきます。

派遣元企業との間に締結された雇用関係が派遣期間中休止状態となり、派遣先関係会社との間に独自の労働契約が締結される場合、この派遣先企業との雇用関係は別個かつ独自に検討されねばなりません。派遣先企業は、民法上の雇用者であり、この新しい雇用者の事業施設は、当該施設での勤務が継

続して行われる限りにおいて、派遣開始時点から通常の(一時的でない)勤務地となります。

一方、被雇用者が雇用関係を継続した状態で一時的に国外の派遣先関係会社に派遣される場合は、被雇用者は期限付き派遣によって派遣先企業において通常の勤務地を有することにはなりません。この場合は、一時的外部勤務(出張)の原則が適用されます。派遣に際して派遣前に居住していた住居が売却/解約され、被雇用者が勤務地にのみ住居を保有することとなる場合、住居費は私的な生計費とみなされます。これは職業上の理由による追加費用が発生しないためです。したがって、住居費の必要経費控除または雇用者による非課税支給は認められません。

これに対し、被雇用者が派遣前の住居を維持し、これを随時使用することができ、新しい勤務地に更なる住居を所有する場合、職業上の理由による住居費については必要経費としての控除または雇用者による非課税支給が可能です。勤務地における住居に被雇用者の家族も居住する限りにおいて、住居費は推計により職業上の理由による部分と私的な理由による部分に配分されねばなりません。

必要経費控除または雇用者による非課税支給の可能な食事手当の計算においては、派遣前の住居及び通常の勤務地からの不在期間が基準となります。つまりドイツから国外への派遣の場合は、ドイツの住居及びドイツにおける通常の勤務地からの不在期間ということになります。

尚、この短信は 2010 年 7 月 12 日にデュッセルドルフ地区を管轄する Rheinland 上級財務局が発した短信とほぼ同じ内容となっています。

学校授業料の特別支出控除

(出典:HC Newsletter März 2011)

2008 年年次税法により学校授業料の特別支出控除規定が改正されました。新規定によると学校授業料の特別支出控除の要件は、EU 加盟国または欧州経済地域(EEA)加盟国に所在する学校であり、当該校が州の管轄国内省庁、連邦各州の文部大臣会議、または国内修了認定局により認定された、もしくは公立校における国内修了資格と同等と認定された、一般教育または職業教育による、学業、年次または職業資格修了を目的とすることとされます。

ミュンスター上級財務局は 2010 年 11 月 5 日付の改訂版短信のなかで、2008 年申告年度以降は学校の種類ではなく、到達したまたは目的とされる学校修了資格が判断基準となる旨を明確にしています。

特別支出控除の対象となるのは純粋な授業料のみとなります。寄宿、監督保護及び食事に対する対価は税務上優遇されません。入学のための申請手数料は、これが経常的な学校運営の資金として使用される場合は特別支出として控除可能です。私立校の運営費用の資金として任意ベースで徴収される保護者補助費については授業料とみなすことはできません。

これに対し学校育成協会(Förderverein)に対する保護者による任意の拠出金は、拠出金が定款目的に沿って運営費または学校経営母体の自己負担分の補填に使用される場合は控除可能です。ここにおいて税務当局は、保護者が学校授業料を契約当事者として拠出する場合のみ税務上控除が認められるとする自身の見解を変えています。したがって、特別支出控除にあたっては、誰が費用を経済的に負担したかどうかのみが判断基準となります。

EU 委員会による欧州共通連結法人税課税標準 (Common Consolidated Corporate Tax Base - CCCTB) 制度に関する最終提案の公表

(出典:EU-Tax-Alert (March 2011))

ユーロ安定化のための EU サミットにおける重要な決定を受け、2011 年 3 月 16 日に EU 委員会は EU 加盟国の財政政策の更なる協調化を求める政治的趨勢を借りて CCCTB に関する正式な指令案を採択しています。正式な提案にはこれまで見られなかった、例えば(グループ企業課税標準の)加盟国間での割当配分について代替的な方法を要求する権限、といった要素が含まれています。加えて、異なる業種毎に特定の割当配分方式といったような、提案された連結制度に関連する詳細なガイダンスが提示されています。

134 条からなる指令案は、EU 域内で国境を跨いで事業を行う企業グループの課税標準の算定のための統一的な規定の導入を目的とするこれまで 10 年近くに及んだ作業の結実です。指令は根本的に、企業が法人税目的においては 27 の異なる税制度にそれぞれ対応するのではなく、EU を単一市場とみなすという前提に基づいています。EU 閣僚理事会により採択された場合、CCCTB 制度は、共通の監督下において企業グループの課税利益を連結する選択的な税制度となり、特定の割当配分方式による対象加盟国間での統一的な課税標準の割当配分のメカニズムを有することになります。加盟各国は、最終的な税額の算定にあたってはそれぞれの国の法人税率を適用することになります。

提案されている方策の目的は、加盟各国の財政上の主権を確保しつつ、企業に対してグループ会社間での利益と損益の通算、「ワンストップショップ」コンセプトの導入による税務上のコンプライアンス費用の最少化及び移転価格問題の極少化の可能性を創出することにあります。委員会は、CCCTB 制度の導入による EU 域内で国境を跨いで活動する事業の税務コンプライアンス費用の節減を年間 700 百万ユーロ、連結による節税額を 13 億ユーロと見込んでいます。

法定健康保険への加入義務免除規定の改正

(出典:Human Capital Newsletter – October 2010)

2007 年 2 月 2 日に遡及発効した法定健康保険における競争強化のための法律-Gesetz zur Stärkung des Wettbewerbs in der gesetzlichen Krankenversicherung-GKV-WSG により、ドイツの法定健康保険への加入義務から免除されるのは、過去 3 年間(暦年)の給与所得が連続で一定水準を越えている場合とされてきました(詳細につきましては 2007 年度ドイツニュースレター No. 2 (August)をご参照ください)。

2010 年 1 月 1 日に施行された「法定健康保険の継続的及び社会的に均衡した資金調達のための法律(Gesetz zur nachhaltigen und sozialausgebogenen Finanzierung der Gesetzlichen Krankenversicherung- GKV-FinG)」により、年間所得が年収限度額を一回超えた場合には、法定健康保険からプライベート健康保険へ加入変更することが可能となっています。新規定のもとでは、2010 年末の時点で 3 年間の待機期間が経過していない加入者であっても、2010 年中に年間所得が 2010 年に適用される年収限度額(49,950 ユーロ)を超えており、かつ、2011 年の年間所得が 2011 年の年収限度額(49,500 ユーロ)を超える見込みであれば 2011 年 1 月 1 日から法定健康保険への加入が免除され、プライベート健康保険へ移行することができます。

登記裁判所を騙る詐欺にご注意ください

ここ数年来、あたかも登記関連費用であるかにみせかけた請求書を会社に送付してくる詐欺の事例が増えています。請求書は、例えば「Industrie und Gewerberegister-Zentrale – Erfassung gewerblicher Einträge-」「Verwaltung für Gewerbe & Handelsregister Gewerbe, Industrie- und Handelsveröffentlichungen」といったもともらしい名称を冠しており、請求書中には実際に会社の変更登記情報が記載されています。これは電子登記簿の整備にともない、会社の登記(変更)情報が Unternehmensregister.de といったポータルサイトで簡単に閲覧できることからでてきた新たな詐欺の手口とみられ、実際に被害にあった事例もでておりますので、見知らぬ機関や業者からのこうした請求書については簡単に支払いを行わないようご注意ください。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ
Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

国吉 卓司
Phone +49 211 9352 10316
Fax +49 211 9352 18026
Takuji.Kuniyoshi@de.ey.com

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
Kenji.Umeda@de.ey.com

井上 雄喜
Phone +49 211 9352 28602
Fax +49 211 9352 18026
Yuki.Inoue@de.ey.com

松本 美紀
Phone +49 211 9352 10535
Fax +49 211 9352 10692
Miki.matsumoto@de.ey.com

フランクフルト
Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

高橋 存根
Phone +49 6196 996 27437
Fax +49 6196 996 27295
Zonne.Takahashi@de.ey.com

佐渡 昭伸
Phone +49 6196 996 15735
Fax +49 6196 996 27295
Akinobu.Sado@de.ey.com

中尾 弘太郎
Phone +49 6196 996 19057
Fax +49 181 3943 11665
Kotaro.nakao@de.ey.com

ミュンヘン
Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

佐渡 昭伸
Phone +49 89 14331 22188
Fax +49 181 3943 22188
Akinobu.Sado@de.ey.com

ハンブルク
Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
Kenji.Umeda@de.ey.com

シュツットガルト
Mittlerer Pfad 13
70499 Stuttgart
Germany

佐渡 昭伸
Phone +49 6196 996 15735
Fax +49 6196 996 27295
Akinobu.sado@de.ey.com

Ernst & Young

Assurance|Tax|Transactions|Advisory

Ernst & Young in the world
Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit
www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2011
Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0211

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.